

岐阜市長良川鶉飼伝承館

指定管理者仕様書

令和3年7月

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部

観光コンベンション課

目 次

1	経営管理業務の範囲	1
2	施設運営業務の範囲	2
3	施設及び設備の維持管理業務の範囲	7
4	指定事業、自主事業の範囲	9
5	長良川鵜飼文化応援団の事務局運営業務	15
6	指定管理に関する収入及び経費	15
7	留意事項	17
8	問い合わせ先及び書類の提出先	18

本仕様書は、岐阜市長良川鵜飼伝承館指定管理者募集要項（以下「要項」という。）と一体のものであり、岐阜市長良川鵜飼伝承館（以下「鵜飼伝承館」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、岐阜市長良川鵜飼伝承館条例（以下「条例」という。）及び岐阜市長良川鵜飼伝承館条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び水準等を示すものです。

1 経営管理業務の範囲

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

次年度の事業計画書を毎年9月末までに提出し、市と協議することとします。記載する内容は、管理業務に係る事業計画及びその収支予算、その他市が必要と認める事項とします。

事業計画書及び収支予算書等の作成にあたっては、下記の点に特に重点を置き、提案してください。

- ①当施設への来館者目標の設定とその考え方について
- ②市が運営している鵜飼観覧船事業において、その乗船客数の増加に繋がるような同事業との連携のあり方について
- ③ぎふ長良川の鵜飼文化を紹介する機能と、飲食スペースや物販スペース並びにその他の機能が、それぞれ相乗的に効果を発揮できるような施設運営のあり方について
- ④主な展示機能となる「常設展示室」及び「特別展示室」の、それぞれの見せ方の工夫について
- ⑤館長を含めた運営組織体制のあり方について
- ⑥ぎふ魅力づくり推進部との連携のあり方について
- ⑦鵜匠及びその関係者との連携のあり方について

(2) 事業報告書の作成

①毎月終了後10日以内（「管理経費等の収支状況」のみ毎月終了後40日以内）に月次事業報告書を作成し、市に提出します。記載する内容は次のとおりとします。

- ・指定管理業務の実施状況
- ・施設の利用状況（来館者数、使用件数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・利用料金収入の実績
- ・管理経費等の収支状況
- ・その他、市が必要と認める事項

②毎年度終了後30日以内に年次事業報告書を作成し、市に提出します。記載する内容は次のとおりとします。

- ・指定管理業務の実施状況
- ・施設の利用状況（来館者数、使用件数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・利用料金収入の実績

- ・管理経費等の収支状況
 - ・その他、市が必要と認める事項
- ③上記事項のほか、指定管理業務及び経理の状況に関して、必要に応じて報告・調査・指示を求めることがあります。

(3)セルフモニタリング及び自己評価

利用者からの意見を聴くためのアンケートボックスを設置してください。寄せられた意見に対しては、原則回答することとし、サービスの向上に努めてください。これらのやりとりについても、掲示板に掲載する等工夫を凝らし、市民へのサービスに努めてください。

また、上半期・下半期ごとにアンケート結果、業務改善への反映状況及び管理運営状況の自己評価を市へ報告していただきます。アンケートボックスだけでは十分な意見が得られない場合は、別途アンケート調査を実施してください。

(4)市及び関係機関等との連絡調整

鶯飼伝承館の円滑な管理運営を図るため、以下の事項について適切に対応してください。

- ①市及び関係機関との定期的な打ち合わせを実施し、業務の進捗状況や施設管理の報告等を行ってください。（市と指定管理者が打ち合わせを行う頻度は、年4回以上とします。）
- ②類似公共施設の情報収集を行い、必要な場合には市への報告を実施してください。
- ③イベント情報等、鶯飼伝承館の運営に関する各種照会に対する回答は、速やかに対応してください。

(5)指定期間終了等にあたっての引継業務

指定期間終了時もしくは、指定取消しにより指定管理者が交代する場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく鶯飼伝承館の業務を遂行できるよう以下の内容に留意して引継ぐものとします。

- ①旧施設管理者は引継書を作成してください。
- ②新旧施設管理者及び市が協議して引継ぎ期間を定めてください。
- ③備品等は、市所有のものと旧施設管理者所有のものを明確にするとともに、市所有のものは確実に新施設管理者に引継いでください。
- ④個人情報引継ぎの際は、情報漏えいしないよう確実に引継ぐとともに、保有する必要のなくなった個人情報は適切に廃棄してください。
- ⑤新旧施設管理者及び市による立ち会い引継ぎを行い、三者が引継書にサインすることで引継ぎの完了とみなします。

2 施設運営業務の範囲

施設を円滑に運営するため、展示室等運営業務や広報宣伝業務を行うとともにサービス向上につなげなければなりません。

(1) 常設展示室、特別展示室等運営業務

①業務内容

展示室や多目的スペース等、施設全体を活用して鶺鴒文化を紹介してください。

展示室の展示物設営及び運営業務、多目的スペース等を利用した鶺鴒の紹介、景観ラウンジにおける長良川思い出アルバムの写真収集業務、鶺鴒の生態展示などを実施していただきます。

②対象施設

(ア)展示室

(イ)会議室

(ウ)多目的スペース

(エ)四阿（あずまや）

(オ)交流体験広場

(カ)駐車場（一般駐車場：67台、大型車駐車場：6台、身障者用駐車場：2台）

(キ)上記に掲げるもののほか、必要な施設

③業務項目等

(ア)展示室の展示物設営及び運営業務

次に示す展示ゾーンを有効に活用し、来館者にぎふ長良川の鶺鴒の魅力や特性を分かり易く紹介してください。学芸員等による展示内容の解説等、来館者とのコミュニケーションを通じたぎふ長良川の鶺鴒の紹介に努めてください。

1. 景観ラウンジ	
展示室	2. 篝火トンネル
	3. 鶺鴒ガイダンスシアター
	4. 長良川鶺鴒の歴史・トピックス
	5. 特別展示室
	6. 鶺鴒・長良川シンボルステージ
	7. 長良川鶺鴒・歴史絵巻
	8. 鶺鴒の世界
	9. 鶺鴒の世界
	10. 鮎と長良川の世界
	11. 清流長良川といつまでも
12. 多目的スペース	
13. 鶺鴒の生態展示コーナー	

- ・ギャラリー形式の展示や解説・説明等による鶺鴒文化の紹介

多目的スペースにおいて、ギャラリー形式の展示を行い、いろいろな視点から鶺鴒文化を紹介してください。また、エントランススペースでは鶺鴒に関する図書等の閲覧サービスを提供することとします。

- ・鶺鴒に関連する学習機会の提供

ぎふ長良川の鶺鴒や長良川に関する体験メニューの提供、講座やワークショップ等の実施により、市民や施設利用者に鶺鴒の学習機会を提供してください。

(イ) 特別展示室に関する業務

特別展示室は、岐阜市が所管している貴重な歴史的資料等(国指定の重要有形民俗文化財等)をより多くの人々に紹介する展示室として、専門的な視点から鶺鴒文化を紹介します。そのため、展示室の運用にあたっては、岐阜市歴史博物館(以下「歴史博物館」という。)との連携が必要です。

特別展示室の展示は、年間を通じ行うこととし、年4回以上の展示替えを行ってください。

なお、貴重な歴史的資料等(文化財等)を輸送する際には、美術品専用の輸送及び保険加入を条件とします。また、民俗文化財については、利用後に燻浄殺菌が必要となります。

(ウ) 「②対象施設」の(イ)から(オ)の使用申し込みの受付、使用許可(変更、取り消しを含む)
※多目的スペース、四阿(あずまや)及び交流体験広場(以下「多目的スペース等」という。)については、イベントや集会を行う等のため、それぞれの施設の全部又は一部を占有して使用する場合に限ります。

(エ) 鶺鴒伝承館において有料で使用させる備品の貸出し

(オ) 利用者への以下の事項に関する対応(電話対応を含む)

- ・ 会議室等の空き状況の問い合わせ
- ・ イベント等の問い合わせ
- ・ 利用者との打ち合わせ

(カ) 利用料金減免の受付、審査、決定

(キ) 資料の収集・保管、調査研究に対する協力

鶺鴒に関する資料の収集と保管並びに鶺鴒に関する調査研究については、引き続きぎふ魅力づくり推進部が行います。指定管理者は必要に応じて協力してください。

(ク) 市民活動の場の提供に関する業務

- ・ 長良川と鶺鴒文化を愛する市民への活動の場を提供
(施設活動への市民参加推進、ボランティア制度の充実)
- ・ 地域住民と観光客との交流の場の提供
- ・ 岐阜市内の市民団体、NPO法人等との連携

(2) 利用料金の収受に関する業務

鶺鴒伝承館は「利用料金制度」を導入し、指定管理者は、使用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。指定管理者は、収受した全ての利用料金について帳簿を作成する等適正な管理に努めていただきます。

※展示室の観覧料は、自動券売機若しくは卓上券売機(キャッシュレス決済を導入する場合は、キャッシュレス決済端末を含む)により、徴収してください。また、駐車場の利用料金は、一般駐車場(67台)・大型車駐車場(6台)については料金精算機もしくは受付により、身障者用駐車場(2台分)利用については、受付にて徴収してください。

※駐車場の利用料金に関しては、指定管理者の定めるところにより、減免を行うことができますが、指定管理者の負担にて実施してください。

(3) 使用管理に関する業務

来館者が気持ちよく、かつ親しみを持って鶺鴒伝承館を利用することができるよう、利便性、安全性及び快適性の向上に努めるとともに、1F インフォメーション、2F インフォメーション兼もぎりカウンターを中心に団体の受付や来館者の対応、障がい者対応や観光案内等を実施してください。

(4) パンフレットやホームページの作成等の広報・宣伝業務

鶺鴒伝承館における住民サービスの向上、利用の促進のため、以下の業務を実施してください。

①業務内容等

(ア) 冊子・チラシ等の作成・配布

- ・ 来館者にわかりやすい施設利用案内等
- ・ 誘客を図る催し物案内
- ・ 市広報紙等の掲載原稿

(イ) ホームページの運営

誘客を促進する魅力的な鶺鴒伝承館のホームページを運営(作成・更新)してください。

(ウ) その他必要な広報・宣伝業務

- ・ 旅行会社や観光に関連する団体の営業活動
- ・ 学習プログラムの整備による教育関係者や教育旅行関係者への働きかけ

※指定管理業務を行う際は、鶺鴒伝承館が指定管理者により管理・運営されている施設であることを来館者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとします。

【施設内の標示】

岐阜市長良川鶺鴒伝承館を管理する指定管理者の標示	
当施設は、岐阜市の指定を受けた下記の団体が管理しています。	
団体の名称及び代表者の氏名	
団体の所在地	
指定年月日	令和 年 月 日
指定期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
管理責任者の氏名	
連絡先	
岐阜市 担当課 ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課 電話番号(058)214-2103 (直通)	

【印刷物等の表示例】

岐阜市の市有施設である岐阜市長良川鶺鴒伝承館は、指定管理者である○△株式会社(財団)が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者 ○△株式会社 (財団)

Tel : 0 5 8 - × × × - × × × ×

(5) その他の運営業務

①業務内容等

(ア) 鶺鴒伝承館内外の保全業務

- ・ 苦情・事件の処理
- ・ 災害等非常時及び避難所開設時の対処

鶺鴒伝承館は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されているため災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害(以下、「災害」という。)が発生した時は、以下の業務を実施してください。

- 1 鶺鴒伝承館の営業時間外であっても、災害対策基本法に規定する災害が発生し、市災害対策本部等からの避難所開設の指示があった場合は、速やかに避難所の開設に応じること。
- 2 鶺鴒伝承館の営業時間内に、災害が発生し、鶺鴒伝承館内に利用者が滞留する場合や、自主避難者が発生した場合は、市災害対策本部等に速やかに報告し、対応を協議すること。
- 3 市の指示により、鶺鴒伝承館を避難所等として開設する時は、市職員、地域住民、ボランティアと協力し運営すること。
- 4 避難者用の資機材等については、市が準備する。なお、災害対応における施設職員用として必要と思われる資機材等については、指定管理者が準備すること。
- 5 指定管理者は、避難所運営マニュアル(指定管理者編)により災害時に避難所として開設できるように体制を構築し市に報告すること。また、鶺鴒伝承館が所在する地域の自主防災隊との連携強化のため、地域防災訓練等へ参加すること。
- 6 上記以外の詳細については、基本協定書により定める。

(イ) 消防・防災業務

- ・ 消防・防災マニュアルの作成
- ・ 消防署との調整及び消防法の規定に基づく書類の提出
- ・ 消防法施行令による消防訓練の実施(年2回以上)

(ウ) 遺失物取扱業務(遺失物の受取り、警察への届出等)

(エ) 掲示板へのポスター、チラシの掲示

(オ) 鶺鴒伝承館内外の全ての鍵の管理・保管・鍵管理台帳の整備

(カ) 貸与備品等の管理

(キ) その他、鶺鴒伝承館の管理運営上又は鶺鴒伝承館の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

3 施設及び設備の維持管理業務の範囲

施設及び設備の清掃業務や保守定期点検業務等は関係法令を遵守し、定められた回数を必ず行い、安全・快適な環境を維持しなければなりません。

(1) 施設及び設備等の管理業務

鶺鴒伝承館の機能を維持し、利用者が快適に利用できる良質な施設及び備品等を提供するため、施設及び備品等の状態について巡視点検を行い、必要に応じて整備してください。また、長期的な施設改修工事計画を提案してください。(別紙-1)

(2) 施設内の清掃業務

鶺鴒伝承館の施設内及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心掛け、安全かつ快適な空間を保つために、日常清掃及び定期清掃を実施してください。(別紙-1)

(3) 施設及び設備の保守点検業務

「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部 最新版)に準じ、設備等を常時正常な状態で維持管理するための定期点検、法令点検並びに保守業務を行ってください。

※鶺鴒伝承館は、建築基準法第12条で定める特殊建築物に該当し、令和5年度に定期点検が必要です。点検を実施し、市に報告書を提出してください。また、令和6年度以降も3年毎に定期点検が必要です。(前回は令和3年3月に実施。)なお、点検に係る費用は全て委託料(指定管理料)に含みます。(別紙-1)

(4) 外構・植栽管理業務

植栽の維持管理に当たっては、利用者及び通行者の安全に配慮するとともに、植物の種類、形状、生育状況に応じて、適切な方法による維持管理を実施してください。(別紙-1)

(5) 警備業務

敷地内の建築物を含むすべての財産を保全し、利用者の安全を確保してください。

なお、夜間警備に必要となる機械警備装置(セキュリティシステム)等は、警備会社による規格の統一がなされていないことから、市による事前の整備が行えません。従って、機械警備装置については、指定管理者の責任において設置してください。(別紙-1)

(6) 通行車両の安全誘導業務

繁忙期等には、鶺鴒伝承館周辺の交通整理を行うとともに、近隣住民や来館者等への安全を確保するため、安全誘導員を配置してください。(別紙-1)

(7) 鶺鴒の飼育業務

鶺鴒の生態展示コーナーにおいて、鶺鴒の飼育をしてください。(別紙-1)

鵜の飼育における留意点

- ①鵜は家畜ではないため法的に義務づけられた対策はありませんが、公の施設として家畜レベルの防疫対策等を実施してください。
- ②鵜の鳴き声やにおい等への対策に十分に配慮するとともに、来館者が観察する際に安全性を確保してください。
- ③毎年度、海鵜飼養登録手続き（1羽あたり約3,400円／年）が必要です。
- ④鵜への餌は、ホッケ、鮎若しくは同程度の魚類を想定してください。
- ⑤鵜の生態展示コーナーでは、日常的に清掃を実施してください。
- ⑥鵜は肉食で鋭いくちばしを持ち、光るものに反応してくちばしで刺そうとする習性があります。その危険性は鵜になれている鵜匠でも怪我をすることがあるため、関係者の協力のもとに十分なスタッフ教育と安全対策を図ってください。

(8) 施設及び設備等の修繕

- ①修繕は次のとおりとします。（業者の手配・修繕費の支払い等）
 - (ア)1件500千円以下の修繕は、委託料の中に含まれるものとします。
 - (イ)1件500千円を超える修繕は、市が予算額の範囲内において行います。
 - (ウ)その他、修繕の必要がある場合は、市と協議を行ってください。
- ②修繕完了後、月次事業報告書で市に報告してください。市が修繕のやり直しを指示した場合、指定管理者の責任において対応することとします。
- ③修繕による更新機器等の所有権は市に帰属します。

(9) 施設に必要な消耗品の購入

業務に必要な工具類、消耗品等は、指定管理者が負担してください。

(10) その他（非常時対応等）

- ①災害時や機器故障等緊急時の対応は、指定管理者が行います。緊急対応後、修繕範囲外と予測される場合、市と協議の上、その後の処置を決定します。
- ②管理上の瑕疵による、機器の故障等に伴う事業停止等に係る指定管理者の損害について、市はこれを補償しません。
- ③保全業務に関する報告書は「建築保全業務報告書の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）の様式に準じて作成し、保管してください。必要に応じ、提出を求めることがあります。
- ④設備機器台帳等を作成し、修繕等を行った場合は、完了後にその内容、完了日、施工業者等を記載してください。
- ⑤本仕様書に記載なきことも施設及び設備の維持管理に必要な事項はこれを行ってください。

4 指定事業、自主事業の範囲

(1) 指定事業、自主事業の提案

鵜飼伝承館は、ぎふ長良川の鵜飼文化を発信する拠点として、文化の伝承及び観光の振興に寄与することを設置目的としています。その目的を実現するため、展示室などの運営以外にも様々なソフト面での企画を立案し実施していく必要があると考えています。従って以下の「提案に求める視点」に記載されている内容に基づき、ぎふ長良川の鵜飼文化の伝承及び観光の振興等に資する指定事業、自主事業を提案してください。なお、また、指定事業、自主事業の実施にあたっては、市の承認を得て行うものとし、実施後速やかに報告書を提出してもらいます。

なお、指定管理者には、指定事業、自主事業以外にも鵜飼観覧船事業や渡船事業等の市が実施する観光事業にも積極的に協力してもらいます。

【提案に求める視点】

- a. “ぎふ長良川の鵜飼”の「ブランド」を発信する事業であること
- b. “ぎふ長良川の鵜飼”の「価値」を護り、高めていく事業であること
- c. “ぎふ長良川の鵜飼”の「魅力」を伝えていく事業であること
- d. 岐阜市民、観光客、買物客等様々な来館者の目的地と成り得る事業であること
- e. 長良川・金華山・岐阜城が一望できる風光明媚なロケーションを十分に活かした事業であること
- f. 展示室はもちろんのこと、それ以外のスペース（飲食や物販スペース等）やこの施設内で開催されるイベント等への来館が第一目的と成り得る事業であること
- g. 観光客や地域住民など様々な人々の交流が図れるような事業であること
- h. 新たな名所として、長良川右岸地区の中心的な観光拠点と成り得る施設運営につながる事業であること
- i. 岐阜市内の市民団体、NPO 法人等と連携し、地域に活性化をもたらす施設運営につながる事業であること

① 指定事業（市の費用負担による業務）

鵜飼の魅力を広く全国に発信していくため、鵜匠及びその関係者等の協力が得られることを前提に、鵜飼に関連する魅力のある独創的な事業を以下の項目ごと（(ア)から(カ)）に提案してください。（ア）から（カ）の指定事業の実施は必須事項とします。

「指定事業の種類」の欄に書かれている「イメージ」は、具体的な事業概要の例ですので、その次に書かれている「事業を行うにあたって、既に決まっている条件」及び「料金に対する考え方」の内容を前提条件として、様々な事業の企画を項目ごとに具体的に提案してください。

事業の実施にあたっては、経費は市が委託料として支払い、そこから発生する全ての収入についても市の収入とします。なお、経費（委託料）は、各年度 5,688 千円を上限とし、鵜匠及びその関係者への報償費として各年度 2,000 千円～2,500 千円を見込んでください。

（ア）から（カ）の指定事業について、令和 4 年度の計画する事業を具体的に提案してください。また、令和 5 年度以降の事業計画として、その前年度に改めて具体的な内容を提出していただき

ますが、応募時に提案された事業内容や考え方等について、根幹に関わる変更は認めず、基本的には指定期間となる5年間は同一内容のものとします。

なお、指定事業の実施にあたっては、市の承認を得て行うものとし、実施後には報告書を提出してもらいます。

【指定事業の種類】

No	事業名	(イメージ)			事業を行うにあたって、既に決まっている条件	料金に対する考え方	備考
		概要	対象者	実施場所			
(ア)	ぎふ長良川の鵜飼文化の生涯学習講座	ぎふ長良川の鵜飼文化をテーマに講師を招き、座学形式で学習することができる講座	市民等一般の方	会議室等	無し	原則無料	
(イ)	ぎふ長良川の鵜飼文化の紹介イベント	鵜匠の関係者による鵜飼用具等の製作実演、鵜匠装束の解説、鵜飼用具の手入れ実演等	展示室の観覧者	展示室内	(1)協力者：鵜匠の関係者1名 (2)時間：年間延べ335時間程度	展示室の観覧料を含む	鵜飼関連用具を製作する場合、材料の調達が別途必要。
(ウ)	鵜飼の実演 【オアシズン】	施設に備え付けてある移動式水槽を利用し、鵜匠と鵜により生きた鮎を捕まえながら鵜飼の解説・説明を行う	展示室の観覧者等	多目的スペース、交流体験広場	(1)協力者：鵜匠1名、その関係者1名 (2)回数：鵜飼のオアシズンに年間延べ15回 (3)1回当たりの時間：30分程度	原則無料	生きた魚の調達が別途必要。1回当たり20～30匹程度。
(エ)	鵜飼の説明 【オアシズン】	鵜匠が鵜と鮎を使いながら、鵜飼の解説・説明を行う (水槽は利用しない)	小・中学生等	多目的スペース、会議室、交流体験広場等	(1)協力者：鵜匠1名、その関係者1名 (2)回数：鵜飼のオアシズンに年間延べ6回 (3)1回当たりの時間：30分程度	原則無料	魚の調達が別途必要。1回当たり5匹程度。
(オ)	鵜飼の実演（鵜飼中止時）	鵜匠が鵜と鮎を使いながら、鵜飼の解説・説明を行う	鵜飼観覧船への乗船を予約	多目的スペース等	(1)協力者：鵜匠1名、その関係者1名 (2)回数：鵜飼の中止	原則無料	生きた魚の調達が別途必要。

	【オンシーズン】	したお客 様等	日に1~2回 (3)1回当たりの時 間：30分程度	1回当たり 20~30匹 程度。
(カ)	その他の 指定事業	(応募者独自の事業内容)		

※1 鵜匠及びその関係者から得られる業務内容は上記限りであり、それ以外の内容を前提とした事業提案は不可とします。(鵜匠及びその関係者が直接関係する具体的な業務内容については、市と関係当事者間で改めて協議することとします。)

※2 オンシーズンとは、鵜飼開催期間中となる5月11日から10月15日までです。また、オフシーズンとは10月16日から翌年の5月10日までです。

- ・「(オ)鵜飼の実演(鵜飼中止時)」は、過年度の平均中止日数である10日を基準に事業計画及び収支予算を作成してください。

②自主事業(指定管理者の費用負担による業務)

民間の持つノウハウ、企画力を最大限活用し、施設の設置目的を達成するとともに、採算性・効率性も考慮した魅力のある独創的な事業を、以下の項目ごと((ア)から(カ))に提案してください。(ア)から(カ)の自主事業の実施は必須事項としますので、運営開始までに準備することとしてください。

「(ア)飲食スペースの運営」及び「(イ)物販スペースの運営」に記載されている「提案内容に必ず織り込む事項」は、提案書に必ず明記することとし、その内容をもとに様々な事業の企画を項目ごとに具体的に提案してください。

また、「(ウ)付加価値を追加した鵜飼の実演」及び「(エ)付加価値を追加した鵜飼の説明」に記載されている「イメージ」は、岐阜市が想定している具体的な事業概要の例ですので、その次に書かれている「事業を行うにあたって、既に決まっている条件」及び「料金に対する考え方」の内容を前提条件として、様々な事業の企画を項目ごとに具体的に提案してください。

事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきますが、そこから発生する全ての収入についても指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市はこれを補填しません。

(ア)から(カ)の自主事業について、令和4年度に計画する事業を具体的に提案してください。

(ア)、(イ)の自主事業は、令和5年度以降の事業計画として、その前年度に改めて具体的な内容を提出していただきますが、応募時に提案された事業内容や考え方等について、根幹に関わる変更は認めず、基本的には指定期間となる5年間は同一内容のものとします。

(ウ)から(カ)の自主事業については、令和5年度以降の事業計画は、必ずしも単年度ごとに具体的な事業を明記する必要はありませんが、令和4年度に計画する事業を踏まえた考え方や方向性、継続性等は記載してください。令和5年度以降に計画する事業は、その前年度に改めて具体的な内容を提出していただきます。ただし、応募時に提案された事業内容や考え方等について、根幹に関わる変更は認めません。

(ウ)から(カ)の自主事業は、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

なお、自主事業の実施にあたっては、市の承認を得て行うものとし、実施後には報告書を速やかに提出してもらいます。

(ア) 飲食スペースの運営

飲食スペースでは、食事だけでもお客様を呼べるような、魅力ある店舗の運営や特色あるサービスの提供が行える事業展開を期待しています。

飲食店舗の営業時間や休業日は、鶺鴒伝承館（展示室）と連携が図れるような設定としてください。また、食事・喫茶ともに対応ができ、予約時には夕食の営業を行う設定としてください。

再委託による運営も可としますが、最終的な運営の内容やコンセプトについては、事前に市と協議することとします。

指定管理者には、年度毎に一定額として 900 千円を市に納付していただきます。従って、応募に際して提出する自主事業の収支予算書には、各年度年間 900 千円を支出することを前提に作成してください。

【提案内容に必ず織り込む事項】

- ① 鶺鴒伝承館の建物外観にマッチした空間利用及び運営コンセプトとしてください。（内装及び設備の設計・工事業務に関する事項「別紙－2」参照）
- ② 施設内外の連続性、サービス動線等に配慮した空間利用としてください。
- ③ 出店を予定する事業者名を具体的に提示してください。
（再委託による運営とした場合、同一の事業者が複数の応募者から提案されることも可とします。）
- ④ 出店を予定する事業者は、岐阜市における飲食マーケットを熟知している事業者としてください。
- ⑤ 出店を予定する店舗のコンセプト、主なメニューのラインナップとその考え方、営業時間と休業日の設定等を提示してください。

【飲食店舗を展開するに当たっての注意事項】

- ① 鶺鴒開催日の午後 7 時 30 分以降、一定の時間帯については、施設の光が長良川の鶺鴒観覧を阻害しないよう対処してください。
- ② 夜間に騒音等を発生させないよう、近隣住民への配慮を心掛けてください。
- ③ オープンテラス部分は共有スペースです。飲食スペースとして占有することは出来ません。
- ④ 飲食スペースにおける光熱水費は、使用量に応じて市が算出した実費相当分を負担していただきます。
- ⑤ 指定管理者が交代することになった場合には、原則、原状回復の上、返還してください。
- ⑥ その他協議事項が発生した場合は、双方が協議した上で決定します。

(イ)物販スペースの運営

物販スペースでは、岐阜の名産品や土産品を買いだいたいというお客様が、その目的だけでも立ち寄ってもらえるような、魅力ある店舗の運営や特色あるサービスの提供が行える事業展開を期待しています。鵜飼伝承館のコンセプトに合ったオリジナル商品の開発や販売を行うとともに、岐阜の名産品や土産品を紹介、販売してください。

物販店舗の営業時間や休業日は、鵜飼伝承館（展示室）と一体的な運営が図れるような設定としてください。

再委託による運営も可としますが、最終的な運営の内容やコンセプトについては、事前に市と協議することとします。

指定管理者には、年度毎に一定額として 500 千円を市に納付していただきます。従って、応募に際して提出する自主事業の収支予算書には、年間 500 千円を支出することを前提に作成してください。

【提案内容に必ず織り込む事項】

- ①鵜飼伝承館の建物外観にマッチした空間利用及び運営コンセプトとしてください。（内装及び設備の設計・工事業務に関する事項「別紙－２」参照）
- ②施設内外、特に展示室との連続性、サービス動線等に配慮した空間利用としてください。
- ③出店を予定する店舗のコンセプト、主な販売商品のラインナップとその考え方、営業時間と休業日の設定等を提示してください。
- ④鵜飼伝承館オリジナルの商品開発についての考え方とそのラインナップを提示してください。

【物販店舗を展開するに当たっての注意事項】

- ①鵜飼開催日の午後 7 時 30 分以降も営業を検討する場合は、その一定の時間帯について、施設の光が長良川の鵜飼観覧を阻害しないよう対処してください。
- ②夜間に騒音等を発生させないよう、近隣住民への配慮を心掛けてください。
- ③物販スペースの光熱水費は、実費相当分を負担していただきます。
- ④指定管理者が交代することになった場合には、原則、原状回復の上、返還してください。
- ⑤その他協議事項が発生した場合は、双方が協議した上で決定します。

(ウ)付加価値を追加した鵜飼の実演

No	事業名	(イメージ)			事業を行うにあたって、既に決まっている条件	料金に対する考え方	備考
		概要	対象者	実施場所			
(ウ)	付加価値を追加した鵜飼の実演	施設の備え付けである移動式水槽を利用し、鵜匠と鵜により生きた鮎を捕まえな	展示室の観覧者等	多目的スペース、交流体験広場	(1)協力者：鵜匠 1 名、その関係者 1 名 (2)回数：提案による (3)1 回当たりの時間：30 分程度	原則 有料	生きた魚の調達が必要。 1 回当たり 20～30 匹

	【オフシーズン】	がら鵜飼の解説・説明を行う指定事業と差別化を図るために付加価値を追加する。			(4)協力者への報償費： 30千円/1回程度		程度。
--	----------	---------------------------------------	--	--	---------------------------	--	-----

※1 鵜匠及びその関係者から得られる業務内容は上記限りであり、それ以外の内容を前提とした事業提案は不可とします。(鵜匠及びその関係者が直接関係する具体的な業務内容については、市と関係当事者間で改めて協議することとします。)

※2 オフシーズンとは、鵜飼開催期間外となる10月16日から翌年の5月10日までです。

(エ)付加価値を追加した鵜飼の説明

No	事業名	(イメージ)			事業を行うにあたって、既に決まっている条件	料金に対する考え方	備考
		概要	対象者	実施場所			
(エ)	付加価値を追加した鵜飼の説明 【通年】	鵜匠が鵜と鮎を使いながら、鵜飼の解説・説明を行う(水槽は利用しない) 指定事業と差別化を図るために付加価値を追加する	展示室の観覧者等	多目的スペース、会議室、交流体験広場等	(1)協力者：鵜匠1名、その関係者1名 (2)回数：提案による (3)1回当たりの時間：30分程度 (4)協力者への報償費：30千円/1回程度	原則有料	魚の調達が必要。1回当たり10匹程度。

※1 鵜匠及びその関係者から得られる業務内容は上記限りであり、それ以外の内容を前提とした事業提案は不可とします。(鵜匠及びその関係者が直接関係する具体的な業務内容については、市と関係当事者間で改めて協議することとします。)

※2 鵜飼のシーズン中とは、鵜飼開催期間中となる5月11日から10月15日までです。

(オ)四阿(あずまや)等を活用した事業

鵜飼伝承館の魅力ある施設運営を行っていくため、四阿(あずまや)や交流体験広場等を活用し、鵜飼伝承館の名物となる催し物や季節に応じたイベントを開催することにより、来館者が何度でも足を運びたいような事業を企画し提案してください。

実施にあたっては、岐阜市内の各種イベントとの連携を図ることにより、情報発信効果を高め、より多くの集客を図ること等を考慮し、具体的に提案してください。

【四阿(あずまや)等を活用した事業を展開するに当たっての注意事項】

- ・四阿(あずまや)や交流体験広場等は、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものでは

なく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(カ)その他の自主事業

指定事業や自主事業の(ア)から(オ)までに示された事業以外にも、鶺鴒伝承館の魅力ある施設運営を行っていくため、指定管理者のノウハウを最大限活かすことができる事業を具体的に提案してください。

5 長良川鶺鴒文化応援団の事務局運營業務

ぎふ長良川の鶺鴒文化の保存・継承及びユネスコ無形文化遺産登録を目指すためには、行政のみならず、市民をはじめ、観光業界や経済界等の理解と協力のもと“オール岐阜市”体制を構築し、機運を盛り上げ、推進していく必要があります。当施設の使命であるぎふ長良川の鶺鴒を「護り」「伝え」「広める」事業を遂行する上で、指定管理者には市民意識の醸成を図ることが求められており、当団体の事務局を担っていただきます。

なお、業務内容については、当団体に所属する会員により決定していく予定です。また、事務局としての業務量は、年間 380 時間程度を想定しております。

6 指定管理に関する収入及び経費

委託料の算定にあたっては、令和 4 年度、令和 6 年度、令和 7 年度が、96,708 千円、令和 5 年度、令和 8 年度が、96,897 千円を上限とします。(消費税及び地方消費税(10%)を含む)

(1)収入費目

各収入費目の利用料金は、条例及び規則に基づき、市長の承認を受けて指定管理者が設定することになります。要項等に定める事項に留意して利用料金を設定し、収支予算書を作成してください。なお、収支予算書に作成にあたっては、千円単位で作成することとしてください。

<収入>

各施設の利用料金収入

費目	内容
展示室	展示室の観覧料収入
会議室	会議室の利用料金収入
多目的スペース等	多目的スペース等の利用料金収入
駐車場	普通自動車・大型自動車及び中型自動車の利用料金収入
備品等	貸出備品の利用料金収入

(2) 支出経費

施設の管理運営に必要な経費は以下の支出費目で算出してください。その他追加すべき費目がある場合には、適宜追加してください。収支予算書を作成する際は、効率的、効果的な管理運営を念頭に置き、当該経費が削減できるよう工夫を凝らしてください。

<支出>

費目	内容
外注費	設備保守業務、清掃業務、警備業務、植栽管理業務、展示保守等
人件費	施設の管理運営に係る人件費
事務費	事務用品、新聞代、通信費、印刷費、被服費等
修繕費	建物・備品等修繕
消耗品費	電球、工具、機械関係消耗品等
賃借料	マット借上費、車両リース
旅費交通費	営業旅費・交通費
手数料	クリーニング代、廃棄物処理手数料等
保険料	文化財等の輸送に係る保険等
指定事業費	指定事業に係る経費等
事業費	特別展示に係る経費等
鵜飼養管理業務	鵜の餌代等
光熱水費	電気、ガス、水道代
燃料費	リース車ガソリン代等
広告宣伝費	ホームページ作成、チラシ作成費等
租税公課費	消費税・地方消費税・事業所税・法人県民税等

(3) その他

- ① 1 件 500 千円以下の建物及び備品の修繕は委託料の中に含まれます。
- ② 備品の購入については指定管理者の提案内容を市と協議するものとします。
- ③ 指定管理者の指定期間に、指定管理者の求めにより市が購入した備品等の所有権は市に帰属します。また、指定管理者が委託料により購入した備品等の所有権も市に帰属するものとします。
- ④ 緊急地震速報通信料（約 40 千円／年）は委託料の中に含まれます。

7 留意事項

(1) 一般廃棄物収集・運搬・処理業務

- ①施設内にて発生した廃棄物は、岐阜市一般廃棄物収集運搬業許可者、岐阜市産業廃棄物収集運搬業許可者と契約し、処理してください。
- ②原則として、可燃ごみの収集は毎日、その他のゴミは週 2 回以上とし、ゴミの搬出量に応じて、適宜収集回数を定めてください。

(2) 事故発生時の対応

施設内で事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ「事故対応マニュアル」を定めることとします。また、万が一事故が発生した場合には、直ちにその旨を市に報告することとします。

(3) 鶺鴒伝承館の備品類調達・管理・修理

鶺鴒伝承館内の備品類については、無償で貸与することとします。備品類が老朽化、破損等により使用不能となった場合には、速やかに市に報告するとともに、代替品の調達については市と協議することとします。

指定管理者が管理する市の所有する備品については、岐阜市会計規則及び関係例規に基づいて管理等を行うものとします。

指定管理者は市が定める備品台帳を備えてその保管にかかる備品を整理し、購入及び廃棄等の異動について市に報告しなければなりません。

※備品とは、20 千円以上かつ概ね 1 年以上にわたって使用に耐える物品をいいます。

(4) 施設の運営に関する職員配置

鶺鴒伝承館の統括管理責任者は、施設の管理運営に必要な知識・経験・力量を有することはもちろんのこと、知名度を向上させる手腕や、持続可能な運営を図っていく企業体としての経営手腕などを有する館長が必要であると考えています。

また、魅力的な展示施設とするために適切に下記職員を配置してください。

学芸員 (1 名以上 配置する こと。)	大学（大学院）において、民俗学等に関する学科を卒業した者で、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 5 条第 1 項に規定する学芸員の資格を有し、文化財の取扱いに習熟している専任の者であること。
-------------------------------	---

(5) 害虫等防除について

ねずみ・衛生害虫等の防除を実施する場合は、総合防除の考え方に基づき人の健康に対するリスクと環境への負担を最小限にとどめるような方法で実施することとし、安易な薬剤の使用は避けてください。

敷地内の樹木・花壇等の植栽の管理についても同様に行ってください。
また、薬剤を使用する場合は、使用前後3日間以上掲示板等で来館者や周辺住民に周知してください。

8 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課施設振興係 担当：渡邊

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（岐阜市役所10階）

電 話：058-214-2103（直通）

F A X：058-214-2440

E-mail：kankou@city.gifu.gifu.jp

別紙－1

1. 施設及び設備等の管理業務

施設及び設備等の機能を良好に維持し、利用者に快適な環境を提供するとともに安心・安全な施設であるために「指定管理者仕様書」、「建築保全業務共通仕様書」などにに基づき実施する。

設備の保守管理業務は専門技術を要する関係上、設備管理経験者を配置すること。

① 業務の対象

種別	頻度	内容
日常業務	開館日	① 光熱水使用量の測定記録の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧受電盤 ・ 低圧動力盤 ・ 低圧電灯盤 ・ 積算電力計 ・ ショップ（動力・電灯） ・ 駐車場（電灯） ・ カフェ（動力・電灯） ・ 本館（水道） ・ カフェ（水道） ・ 駐車場（水道） ・ 鳥屋（井水） ・ 空調用ガス ② 設備管理業務日誌の作成 ③ 6. 鵜の飼育業務（日常業務）の実施 ※鵜の体調には日々飼育の中で十分注意する。 ④ 外灯タイマーの設定・確認。（1回/日） ※四季の日没時間を考慮し効果的な設定を行う。 ⑤ 館内温度測定・記録の実施（2回/日） ※不快感等ある場合は温度設定にて対応すること。 ⑥ 定期点検、修繕の立会い 定期点検、修繕にてメーカー来館時は、作業内容を把握すると共に安全に配慮し立会いを実施すること。 ⑦ 空調自動制御による運転操作、室内環境、警報監視等 ⑧ 蛍光灯の交換（特殊なものは協議） ⑨ 残留塩素測定
	緊急時	設備機器の取扱いに万全を期すると共に、故障時における措置は迅速な行動し対応する。 ※故障状況によっては岐阜市へ相談・報告を行う。

2. 施設内の清掃業務

清掃業務にあたっては、指定箇所の日常ならびに定期清掃を主たる任務とし、室内等の良好な環境衛生の維持と建材の保全に努め、労働安全衛生規則等を遵守して安全管理に万全を期し、作業基準を定め、所定の業務を実施する。

清掃業務仕様

①業務の対象

当施設建物及び敷地内の清掃を対象とします。

②業務の概要

次に示す日常清掃、定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とします。但し、電気が通電され、又は運転中の機器が近くにある等、清掃に危険が伴う部分を除きます。

備品、什器等（椅子等軽微なものを除く）の移動は、原則として行いません。

展示室内床清掃範囲は、展示物を除いた通路等を清掃対象とします。

③要求水準

総則	目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持し、見た目に心地良く、衛生的でなければならない。清掃は、できる限り、利用者の妨げにならないように実施する。個別箇所毎に日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、業務を実施すること。	
日常清掃	(1) 床 (範囲) 施設全般	床仕上げに応じた適切な方法により埃、ごみのないようにする。
	(2) ごみ箱、汚物容器、厨芥入れ等 (範囲) 施設全般	施設の開館時刻までには内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。
	(3) トイレ、更衣室、シャワー室 (洗面台、鏡、衛生陶器を含む) (範囲) 施設全般	①衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状況に保つ。 ②トイレットペーパー、消毒用品等は常に補給されている状態にする。 ③間仕切りは落書き、破損がない状態に保つ。 ④洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つ。 ⑤鏡はシミ、汚れがついていない状態に保つ。
	(4) その他の内部付帯施設	清潔な状態に保つ。

定期清掃 (年6回)	(1)床 (範囲)施設全般	①シミ、汚れがない状態に保つ(繊維床除く)。 ②繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保つ。
	(2)壁・天井 (範囲)施設全般	表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。
	(3)テラス (範囲)施設全般	土等汚れがない状態に保つ。
	(4)照明器具、時計、換気口 (範囲)施設全般	埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。
	(5)窓枠、窓ガラス (範囲)施設全般	汚れがない状態に保つ。
	(6)金属部分、手すり、扉、スイッチ類 (範囲)施設全般	埃、汚れがない状態に保つ。
	(7)ネズミ・害虫駆除 (範囲)施設全般	ネズミ・害虫等を駆除する。殺鼠剤等の使用に当たっては、あらかじめ市担当課と協議すること。
特別清掃	① ガラス清掃 (年3回) ② 照明器具清掃 (年1回) ③ 吹出口・吸込口清掃 (年2回)	
外構清掃 (年2回)	業務内容 ①敷地内のごみ、落ち葉等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。 ②屋外排水設備(敷地内の側溝、排水桝等)の水流をごみ、落ち葉等で阻害しない。 ③日常清掃は、ごみ置き場、玄関周りについて行う。(水洗い、除塵等) ④門扉、敷地内案内板等は、開閉がスムーズで表示が見やすい状態に保つ。	

※清掃の基準については「参考資料1 清掃基準表」をご参照ください。

3. 施設及び設備の保守点検業務

①業務の対象

施設建物の屋根、外壁、建具（内部、外部）、天井、内壁、床、階段等各部位と、施設建物及び敷地内の各設備を対象とします。

②業務の概要

施設の破損・汚損	施設を構成する部材（屋根・外壁、内装〔天井・壁・床〕、建具、付帯する造作、階段等）及び、外構を構成する部材（外部床、外壁、建具、付帯する工作物等）について、破損、変形、劣化、汚損（腐食・カビ等）がない状態を適切に確保します。
施設の水密性・気密性の確保	漏水、結露の防止を含め施設の水密性・気密性を確保するとともに、施設の排水経路（屋上、ドライエリア等）の必要な機能を確保します。落ち葉によって樋が詰まる可能性が高いため、樋の清掃を頻繁に行います。
通行の確保	障害物の除去等により、警備業務と十分に連携を図りながら、共用通行部分（施設内各室内・各室間・車路・施設間・階段等）の円滑かつ安全に通行できる状態を適切に確保します。
防災機能の確保	非常時、防災施設（防火扉、防火シャッター等これに類するもの）の必要な機能を適切に確保します。
防犯機能の確保	防犯設備（施設内の施錠装置等）の必要な機能を適切に確保します。
施設のその他機能の確保	施設内外の出入口、開閉装置、可動部分等が円滑に動作する状態を適切に確保します。
運転・監視業務	<p>①設備保守点検は施設の内外を問わず各施設を巡回し、補修・改善箇所・清掃等に気を配り、施設維持管理に努めます。</p> <p>②各施設・部屋の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れ、各設備を適正な操作によって効率よく運転します。</p> <p>③運転時期の調整が必要な設備に関しては、市と協議して、運転期間・時間等を決定してください。</p> <p>④各設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去もしくは適切な対応をとります。</p> <p>⑤人員配置：必要な設備運転保守要員を配置します。</p>

法定点検業務	<p>①設備の関連法令の定めにより、点検を実施します。</p> <p>②点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応します。</p>
定期点検	<p>①各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行います。</p> <p>②点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、または何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応します。</p>
劣化等への対応	劣化等について調査・診断・判定を行い、劣化等が明らかとなった場合は、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応します。
その他	<p>①冬期間は凍結防止の対応を行います。</p> <p>②花火シーズンにおける混雑整理及び敷地内清掃など</p>

③要求水準

屋根	<p>①漏水がないこと。</p> <p>②ルーフトレイン、樋等が詰まっていないこと。</p> <p>③金属部分が錆び、腐食していないこと。</p> <p>④仕上げ材の割れ、浮きがないこと。</p>
外壁	<p>①漏水がないこと。</p> <p>②仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。</p> <p>③シーリングの劣化がないこと。</p>
建具（内・外部）	<p>①可動部がスムーズに動くこと。</p> <p>②定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。</p> <p>③ガラスが破損、ひび割れしていないこと。</p> <p>④自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。</p> <p>⑤開閉・施錠装置が正常に作動すること。</p> <p>⑥金属部分が錆び、腐食していないこと。</p> <p>⑦変形、損傷がないこと。</p> <p>⑧シーリングの劣化がないこと。</p>
天井・内壁	<p>①ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。</p> <p>②仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。</p> <p>③塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。</p> <p>④気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。</p> <p>⑤漏水、かびの発生がないこと。</p>

床	①ひび割れ、浮き又は摩耗及び剥がれ等がないこと。 ②防水性能を有する部屋において、漏水がないこと。 ③通行に支障をきたさないこと。
階段	通行に支障をきたさないこと。
手すり	ぐらつき等に問題がないこと。
防災設備	防災設備、消火設備の日常点検保守、法定点検等を行い、災害発生時、防災設備が正常に機能するよう状態を適切に確保すること。
電力供給設備	電力供給設備、供給機器の日常点検保守、法定点検等を行い、必要な電力が安定して供給される状態を適切に確保すること。
用水供給設備	定期的環境測定、配水施設の清掃等により、必要な水質・水圧・水量が供給される状態を適切に確保すること。
搬送設備	エレベーター設備保守点検はメーカー保守契約とし、遠隔監視24時間対応とする。なお、定期点検年1回、保守点検月1回とすること。
施設内の空気環境	定期的空気環境測定、換気設備の保守により、必要な空気環境を維持し、清浄な空気が供給される状態を適切に確保すること。
施設内の熱環境	施設を構成する諸室の機能への対応に必要な熱環境を適切に確保する。また、方位による熱環境の変化にも適切に対応すること。
施設内の照度の確保	管球交換や定期的照度測定、照明設備の保守等により、施設内の必要な照度を適切に確保する。また、執務室内の管球交換は、管球の色ムラ、管球毎の明るさムラに配慮して行うこと。
展示物	当施設の展示設備等の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図ること。
その他建築設備機能の確保	その他の建築設備の運転監視・点検保守を適切に行うこと。

※設備機器のリストと定期点検の内容については「参考資料2 設備機器定期点検基準表」を参照ください。

4. 外構・植栽管理業務

植栽の適正な育成及び除草・草刈により適正な維持管理に努めるものとする。

①業務の対象

植栽：敷地内植栽等

外構：ごみ置き場、駐車場ライン、門扉、車止め、植栽塀、擁壁等コンクリート構造物、案内板、外灯、アスファルト舗装面等

②要求水準

植栽	①植栽を良好な状態に保ち、灌水を行い、害虫や病気から防御すること。 ②繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行うこと。 ③風等により倒木しないように管理を行うこと。 ④施肥、除草等は、計画的に行うこと。
外構	各施設、設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つこと。

③ 業務基準表

区分	名称	仕様	数量	頻度
外構	清掃		1式	2回/年
植栽管理業務	中高木剪定・刈込み	h=3m以上	1式	1回/年
	低木剪定・刈込み	h=1m以上	1式	1回/年
	除草・草刈り		1式	2回/年
	病虫害防除		1式	1回/年

※4月～11月までの8ヵ月間、敷地内の雑草の成長具合に応じて、周辺の景観を損なわないように除草を行う。

除草については除草剤を使用せずを実施することとする。大凡の作業目安は、週4日で1回3時間程度の作業時間を目安とする。

5. 警備業務

①業務の対象

敷地内の建築物及び来館者等を対象とします。

②要求水準

人員配置等	①館内有人警備：指定管理者の提案による ②夜間警備：機械警備 閉館時刻（セット）～開館時刻
一般業務	①入退出管理を行うこと。 ②不審者の侵入を防止すること。 ③鍵の収受及び保管を行い、記録簿に記録すること。 ④拾得物、遺失物を保管し、記録すること。
巡回業務	①定期的に巡回を行い、安全を確認すること。 ②不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置をとること。 ③火災、盗難の早期発見と予防に努めること。 ④不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をとること。

緊急事態への対応	<p>①火災が発生したときは、在館者を安全な場所まで誘導するとともに、消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火にあたること。</p> <p>②総合管理室等に設置された警報表示装置が発報した場合には、現場に急行し、応急措置をとること。</p> <p>③火災等の緊急の事態が発生したときは、直ちに施設管理担当者及び関係機関に連絡・通報すること。</p> <p>④地震や風水害による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに初期措置をとること。</p>
----------	--

6. 通行車両の安全誘導業務

①業務の対象

宮口町交差点以南の市道長良8号線と当施設に隣接する市道鶴飼屋東西線を対象とします。

②要求水準

人員配置等	<p>①駐車場出入口 駐車待車両等による渋滞の防止、来館者の安全確保</p> <p>②宮口町交差点 大型車両の進入及び退出を円滑に行うための交通誘導</p>
一般業務	<p>①通行車両や駐車車両に対する交通誘導を行い、周辺道路の渋滞を防止すること。</p> <p>②徒歩及び自転車通行者の交通誘導及び安全通行を確保すること。</p>
巡回業務	<p>①周辺道路を巡回し、渋滞を招く迷惑駐車などがなされていないかを確認すること。</p> <p>②周辺道路において、不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をとること。</p>
緊急事態への対応	<p>①鶴飼伝承館若しくは近隣で火災が発生したときは、直ちに施設管理担当者に連絡するとともに、在館者を安全な場所まで誘導し、周辺道路交通の混乱に努め消防車の迅速な受入を可能にすること。</p> <p>②地震や風水害による災害が発生したときについても、①と同様とする。</p>

7. 鶺の飼育業務

①業務の基準

種別	頻度	内容
日常業務	日常	①鶺及び飼育小屋の異常点検

		<p>②鵜への給餌（ホッケ、鮎など） （原則、毎日2回（午前9時30分頃、午後2時30分頃）に実施）</p> <p>③鵜の生態展示コーナー内部の水洗清掃 （毎日の給餌後、糞尿排出にあわせて実施）</p>
	臨時	捕獲地や周辺で鳥インフルエンザが発生した際の検査の実施
定期業務	年2回	<p>定期検診の実施 （予防接種、臨床検査） （採血による伝染病の抗体検査、糞便検査） ※検診は新鵜の譲受時にも実施してください。</p>
その他の業務	年1回	海鵜飼養登録手続き

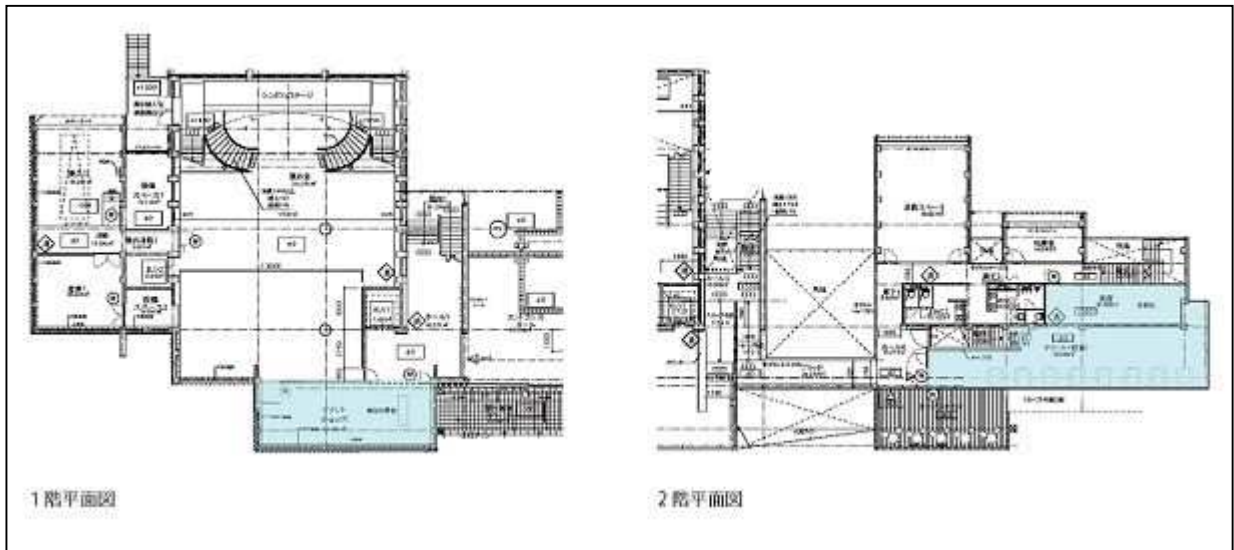
別紙ー 2

内装及び設備の設計・工事業務に関する事項

(1) 基本事項

- ・指定管理者が内装及び設備の設計・工事を実施できる部分は、原則として下記に示す提案施設部分のみとし、それ以外は引渡し時点の状態を使用するものとする。

■【提案施設】指定管理者の提案により設計・工事が可能な部分



- ・指定管理者は自らの事業内容・計画に基づいて、自らの責任と費用負担において、提案施設の内装及び設備の実施設計、関係機関との協議、必要な許認可等の取得、内装・設備工事を行うこと。
- ・指定管理者が発注する内装及び設備の設計・工事各請負業者については、設計業務や工事業務の開始前に、市の承認を受けることとする。指定管理者が実施する工事部分の所有権は指定管理者が有するものとする。
- ・指定管理者が実施する工事部分の内装及び設備は、自らの責任と費用負担において、修繕・改修・更新を行うこと。また、修繕・改修・更新を行う場合は、事前に市の承認を得た上で行うこと。
- ・内装及び設備の設計・工事を実施するにあたっては、市と協議した上で実施設計図書を作成すること。

(2) 提案施設に求める視点

- ①岐阜の「ブランド」を一括して発信していく施設とすること
- ②集客施設として、市民、観光客の目的地と成り得る施設とすること
- ③長良川うかいミュージアムという建物特性を活かした施設とすること
- ④飲食物の提供により、岐阜の地場産の食材を気軽にかつわかりやすく紹介できる施設とすること
- ⑤地域産業に寄与し、岐阜らしさを発信できる事業内容とすること
- ⑥市民・観光客など広く一般の方が利用でき、使いやすく親しみやすい施設とすること
- ⑦地域に活性化をもたらす施設とすること

(3) 提案施設への要求事項

① 必須設置施設

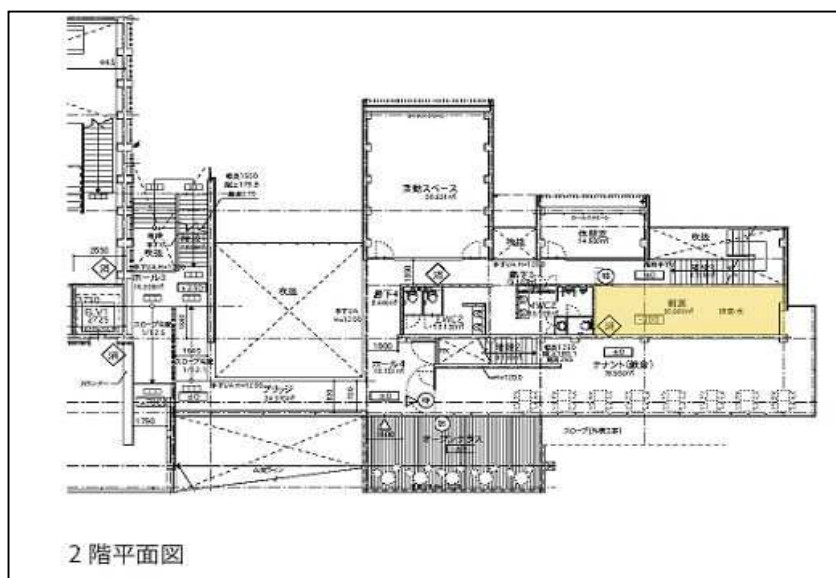
- ・提案施設については下表に示す機能を必ず導入することとし、ここで示されている以外の機能を導入することは原則認めない。また、各施設的设计・工事内容については、本仕様書に定める事項以外は応募者の提案内容に基づくものとするが、未使用の空間が残る計画は認めない。
- ・提案施設の内装及び設備の実設計は、市と十分な協議を行った上で開始すること。

	施設概要	導入機能(必ず導入しなければならない機能)
テナント(飲食)	延床面積：110.0 m ² { 厨房：28.5 m ² 客席：81.5 m ²	・飲食スペース(厨房含む)
テナント(ショップ)	延床面積：63.1 m ²	・物販スペース

② 飲食スペース

- ・飲食スペースにおける席数設定は、応募者の提案内容に合わせて提示すること（現状 48 席程度を想定）。
- ・飲食スペースの内装は、簡易的なフードコートのようなしつらえではなく、しっかりとしたコンセプトを持った空間構成・デザインとすること。また、建物内外観にマッチし、和の特長を活かした雰囲気づくりに配慮（素材・質感・色彩）するものとする。
- ・飲食スペースには、地域ではぐくまれた農産物等の食材を積極的に使った多様なメニューを提供できることを求めるため、厨房施設ではバリエーションのあるメニューや多数のお客様へ同時期に料理の提供が可能な設備を導入すること。
- ・厨房設備が設置可能な場所(配管等が設置済み)は、下記に示すとおりである。そのため、原則として、下記に示す範囲内で厨房設備を設置すること。

■ 厨房設備が設置可能な範囲



③物販スペース

- ・物販スペースは、岐阜ブランド産品など本市及び当施設をアピールできる品の展示・販売等を積極的に行う施設としたいため、バリエーションのある品揃えや商品配置に対応できるものとする。
- ・物販スペースは、展示・販売自体が地域情報の発信につながる事を期待しているため、利用者が楽しみながら買い物ができる商品配置や空間構成に配慮した空間計画とすること。
- ・物販スペースの内装は、しっかりとしたコンセプトを持った空間構成・デザインとすること。また、建物内外観にマッチし、和の特長を活かした雰囲気づくりに配慮（素材・質感・色彩）したものとする。

④サイン計画

- ・提案施設に関わる施設内外のサインについては、指定管理者が自らの責任と費用負担にて計画・整備を行うこと。
- ・室内のサインについては、使用目的や使用条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えた計画とすること。
- ・建物内外観にマッチし、和の特長を活かした雰囲気づくりに配慮したものとする。
- ・屋外における施設の広告・サイン等については、下記に示す条例・規則を遵守するとともに周辺の景観に調和したデザインとすること。

岐阜市屋外広告物条例

岐阜市屋外広告物条例施行規則

⑤電気設備

電気設備の整備状況、変更に関する注意事項は、以下に示すとおりである。

(ア)電灯・コンセント設備（飲食スペース、物販スペース共通）

- ・市が整備した照明器具・コンセント等を、指定管理者が必要に応じて変更、追加すること。
- ・変更、追加する場合は、高効率器具・省エネルギー型器具等の採用を積極的に行うこと。
- ・高所に設置する器具は、メンテナンス性に配慮すること。

(イ)テレビ共聴（飲食スペース、物販スペース共通）

- ・指定管理者が必要に応じて、配管配線工事を行うこと。
- ・テレビの設置個所は提案内容に基づいて決定すること。

(ウ)有線放送（飲食スペース、物販スペース共通）

- ・指定管理者が必要に応じて、配管配線工事を行うこと。
- ・有線放送機器の設置箇所は提案内容に基づいて決定すること。

⑥機械設備

機械設備の整備状況、変更に関する注意事項は、以下に示すとおりである。

(ア)冷暖房設備（飲食スペース、物販スペース共通）

- ・市において設置済（天井埋め込み）であり、変更は認めない。

(イ)換気設備（飲食スペース、物販スペース共通）

- ・市において設置済（天井埋め込み）であり、変更は認めない。

(ウ)給水設備及び排水設備（飲食スペース、物販スペース共通）

- ・市が配管済みの部分（床上まで）からは、指定管理者が分岐し整備すること。

(エ)厨房換気設備

- ・市が換気ダクトまで設置済。指定管理者は必要となる換気設備を整備すること。

(オ)厨房排水設備

- ・市が配管済みの部分（床上まで）からは、指定管理者が分岐し整備すること。

(カ)厨房ガス設備

- ・市が配管済みの部分（床上まで）からは、指定管理者が分岐し整備すること。

- ・指定管理者はガス漏れ警報機を設置すること。

(キ)厨房給湯設備

- ・市が専用の給湯設備を設置済（床上まで配管済）。それ以外は指定管理者が分岐し整備すること。

⑦防災設備

防災設備の整備状況、変更に関する注意事項は、以下に示すとおりである。

(ア)火災報知器、誘導灯・非常照明、非常放送、消火器

- ・市が行った整備では想定した区画に基づく標準配置となっているため、指定管理者は関連法令等に基づいて数量・位置等を変更し設置すること。

(イ)フード内消火設備

- ・指定管理者は提案内容に基づいて整備すること。

⑧環境配慮

- ・内装仕上げ材の選択においては、ホルムアルデヒドや揮発性化学物質等の人体に害をおよぼす恐れのある化学物資の削減に努めるとともに、修繕・解体時の環境汚染防止に配慮すること。

- ・指定管理者が整備を行う部分について、内装・設備の更新による環境負荷を低減するため、リサイクルの容易さや環境に配慮した資材等を積極的に採用し、耐久性及び環境負荷低減に配慮すること。

- ・省資源・省エネルギーに配慮すること。